

国債便覧をご覧になるに当たって

1. 「現発行国債および償還期到来国債の要項」について

<共通する事項>

- (1) 出資国債は除いています。
- (2) 償還期到来国債の時効の根拠法は「国債ニ関スル法律」(明治39年法律第34号)です。

<無記名国債(出資国債を除く)>

【銘柄情報】

- (1) 更新日において償還期が未到来の国債および償還期が到来しかつ元金の消滅時効が未完成の国債を掲載します。
- (2) 発行年月日は、初回発行日のみ表示します。
- (3) 「初期利子支払期」欄には、当該銘柄の初回の利子支払期日を表示します。
- (4) 平成13年3月末現在において初期利子についてすでに消滅時効が完成している利付国債は、「初期利子支払期」欄に「—」と表示します。
- (5) 償還期の到来していない国債の「元金の消滅時効期間満了日」欄は空欄とします。
- (6) 国庫短期証券については、参考として、入札による発行分のみを発行額を含め、各発行月から1年間掲載します。

【振込国債銘柄別残高】

残高は、振込国債の銘柄毎の発行額から買入消却額を差し引いた額面金額です。なお、国債証券、登録国債は含まれません。

<記名国債>

- (1) 消滅時効の適用がある記名国債については、消滅時効完成後も掲載します(注)。
- (2) 償還期の到来していない国債の「最終賦金の消滅時効期間満了日」欄は空欄とします。

2. 「消滅時効完成国債」について

- (1) 消滅時効期間が満了した国債を掲載します(注)。
- (2) 全額償還または全額買入消却済となっている国債については、実際に消滅時効期間が満了していなくても、掲載しているものがあります。
- (3) 全て振替国債として発行された国債は、償還期に元金が全額支払われるため、事実上、消滅時効の対象となるものではありませんので、除いています。
- (4) 引揚者の所有する国債等「大蔵省関係法令の整理に関する法律」(昭和29年法律第121号)附則第3項に該当するものについては、消滅時効期間満了後も元利金の支払ができるので、その支払請求がある場合には日本銀行本支店に照会して下さい。

3. 賜金国庫債券は、無効証券です。

根拠 (1) (旧) 昭和20年勅令第542号「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件にもとづく軍人および軍属に交付せられたる賜金国庫債券を無効とすることに關する件 (昭和21年勅令第112号)。

(2) (旧) 軍人および軍属以外の者に交付された賜金国庫債券を無効とすることに關する法律 (昭和21年法律第4号)。

4. 昭和26年以降繰上償還された内国債は、次のとおりです。

(1) 銘柄整理のため繰上償還 …………… 昭和26年12月1日

国債名称 { 五分利公債、甲号五分利公債、第一回四分利公債、第二回四分利公債、四分利公債、三分半利特別国庫債券、支那事変特別国庫債券、大東亜戦争特別国庫債券、大東亜戦争割引国庫債券、特別割引国庫債券

このうち、五分利公債 ~~は、~~ ら、の、く、ま、ふ、え、あ〜み、ひ〜す号、第1回〜第15回、恩賜、四分利公債、三分半利特別国庫債券、支那事変特別国庫債券、大東亜戦争特別国庫債券、大東亜戦争割引国庫債券、特別割引国庫債券は昭和36年12月1日、その他のものも昭和41年11月30日にそれぞれ消滅時効が完成しています。

———根拠 ……昭和26年10月3日 大蔵省告示第1402号

(2) 千円未満国債の繰上償還 …………… 昭和27年6月1日

昭和27年5月末現在における千円未満の国債証券および登録国債はすべて繰上償還され、昭和37年6月2日に消滅時効が完成しています (額面千円の国債は含みません)。

———根拠 ……昭和27年4月16日 大蔵省告示第679号

(3) 四分利付仏貨公債 (在内分) の繰上償還 …………… 昭和37年11月15日

昭和52年10月31日に消滅時効が完成しています。

———根拠 ……昭和37年5月14日 大蔵省告示第118号

(4) 三分半利公債の繰上償還 …………… 昭和50年12月1日

昭和51年以降に償還期の到来する三分半利公債と号〜る号が繰上償還され、昭和60年12月2日に消滅時効が完成しています (これにより戦前発行の内国債はすべて償還されています)。

———根拠 ……昭和50年11月12日 大蔵省告示第107号

(注) 消滅時効の適用がある記名国債のうち、支払期日を過ぎてから証券を交付しているものは、その交付日を基準として、また、記名変更の請求などにより時効の中断があったものは、その中断事由が終了した日を基準として、それぞれ時効期間が計算されます。